2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第３条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における管工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地階を含む５層以上かつ延床面積が13,000㎡以上の病院施設の新営機械設備工事を施工した実績

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上３階以上かつ延床面積が7,000㎡以上の病院施設の新営機械設備工事を施工した実績

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成13年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。

③　加算点は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を「加算点」として与える（満点30点）。②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。

１）ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項

①　現場内で発生する施工騒音・振動・粉塵の抑制及び安全対策について

②　ライフサイクルコスト低減につながる材料の使用及び工法の選択

２）工事全般の施工計画

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒657―8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町１番１号　国立大学法人神戸大学施設部施設企画課施設企画グループ　電話078―803―5176

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成23年12月12日（月）から平成24年１月５日（木）17時00分まで　入札説明書等の交付に当たっては、「文部科学省電子入札システム」本学の当該調達案件からダウンロードすること。（http://portal.bid.mext.go.jp/）

図面の交付については入札説明書に明記する。